

山口県報

平成22年
6月25日
(金曜日)

目次

規則	一
山口県庁内管理規則の一部を改正する規則(管財課)	一
告示	一
解除予定保安林(岩国市)(森林整備課)	一
周南都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)	二
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(二件)(建築指導課)	二
公告	四
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)	四
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)	四
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(四件)(商政課)	五
県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業(芋堀換地区)の換地処分(農村整備課)	六
山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表(水産振興課)	六
選管告示	八
不在者投票のできる身体障害者支援施設の指定に関する告示の一部改正	八
公安委告示	八
警備員等の検定の実施	八
技能検定員審査の実施	九
教習指導員審査の実施	一
漁業法第六十七条第一項の規定による指示	一三



山口県庁内管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月二十五日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第三十六号

山口県庁内管理規則の一部を改正する規則

山口県庁内管理規則(昭和二十九年山口県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

(本庁の用に供する庁舎の敷地の範囲)

第二条の二 庁舎の敷地のうち本庁の用に供するものの範囲については、知事が別に定める。

第五条第一項中「庁舎に」を「庁内に」に改め、「しよととする者」の下に「(駐車場の利用のみをし、又は庁舎の敷地の通行のみをする者を除く。)」を加える。

第八条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 座込み又はそのためにする寝そべり若しくは泊り込みをすること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第二百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があった。

平成二十二年六月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 解除予定保安林の所在場所

- 一 岩国市装束町二丁目二九の三
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 二 解除の理由
- 三 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

山口県告示第二百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、周南都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年六月二十五日

山口県知事 二井 関 成

一 施行者の名称

下松市

二 都市計画事業の種類及び名称

周南都市計画下水道事業下松市公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十六年十月二十九日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

下松市東陽一丁目、東陽二丁目、東陽三丁目、東陽四丁目、東陽五丁目、東陽六丁目、東陽七丁目、葉山一丁目、葉山二丁目、若宮町、昭和町一丁目、昭和町二丁目、旗岡一丁目、旗岡二丁目、旗岡三丁目、旗岡四丁目、旗岡五丁目、琴平町一丁目、琴平町二丁目、青柳一丁目、青柳二丁目、大手町一丁目、大手町二丁目、大手町三丁目、古川町一丁目、古川町二丁目、古川町三丁目、古川町四丁目、北斗町、栄町一丁目、栄町二丁目、栄町三丁目、東柳一丁目、東柳二丁目、西柳一丁目、西柳二丁目、中市、中央町、樋ノ上、生野屋一丁目、生野屋二丁目、生野屋三丁目、生野屋四丁目、生野屋五丁目、生野屋南一丁目、生野屋南二丁目、生野屋南三丁目、生野屋西一丁目、生野屋西二丁目、生野屋西三丁目、生野屋西四丁目、南花岡一丁目、南花岡二丁目、南花岡三丁目、南花岡四丁目、南花岡五丁目、南花岡六丁目、南花岡七丁目、美里町一丁目、美里町二丁目、美里町三丁目、美里町四丁目、清瀬町一丁目、清瀬町二丁目、清瀬町三丁目、望町一丁目、望町二丁目、望町三丁目、望町四丁目、望町五丁目、瑞穂町一丁目、瑞穂町二丁目、瑞穂町三丁目、瑞穂町四丁目、潮音町一丁目、潮音町二丁目、潮音町三丁目、潮音町四丁目、潮音町五丁目、潮音町六丁目、潮音町

七丁目、潮音町八丁目、桃山町、星が丘一丁目、星が丘二丁目、星が丘三丁目、桜町一丁目、桜町二丁目、桜町三丁目、藤光町一丁目、藤光町二丁目、楠木町一丁目、楠木町二丁目、清瀬町四丁目、大字切山、大字山田、大字生野屋、大字河内、大字末武上、大字末武下、大字西豊井、大字東豊井、大字末武中、大字平田、大字来巻及び大字瀬戸

山口県告示第二百五十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、山口県立防府商業高等学校特別教室新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十二年六月二十五日

山口県知事 二井 関 成

一 山口県立防府商業高等学校特別教室新築工事

(一) 工事場所 防府市中央町四七四番地

(二) 工事の概要

構 造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造 地上三階建	五、四六〇平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十年山口県告示第五百八十九号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。

- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十二年六月二十四日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の建築一式工事の数値が九百五十以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
 - 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所
 - 山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
 - 平成二十二年七月十三日から同月十六日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 - 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十二年七月二十八日までに発送する。
- その他
 - この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―三八三〇)にすればよい。

山口県告示第百五十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、山口県柳井警察署庁舎新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経

営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定め

平成二十二年六月二十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 山口県柳井警察署庁舎新築工事
 - (一) 工事場所 柳井市南町二丁目七〇番地一
 - (二) 工事の概要

鉄骨鉄筋コンクリート造 地上四階建	構 造	延 べ 面 積	三、七〇一平方メートル
-------------------	-----	---------	-------------

二 経営規模等入札参加資格

- 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。
- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十年山口県告示第五百八十九号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。
 - 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十二年六月二十四日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(建築一式工事の数値が九百五十以上であること)。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共

同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」といふ。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十二年七月十三日から同月十六日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十二年七月二十八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三―九三三―一三八三〇）にすること。



(三三三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十二年八月九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年六月二十五日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十二年六月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人山口県アクティブシニア協会
 代 表 者 の 氏 名 藤本 賢司
 主たる事務所の所在地 周南市児玉町二丁目五番一―四〇三号

(三三三) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十二年六月二十五日から同年十月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年六月二十五日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称)ドラッグコスモス宇部小松原店

所在地 宇部市小松原町二丁目六番六号

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	宇野 正晃

名 称	住 所	代 表 者 の 氏 名
三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名		

氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	宇野 正晃

氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	宇野 正晃

氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	宇野 正晃

氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	宇野 正晃

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年二月九日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、六六四平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

四九台

(二) 駐輪場の収容台数

三三台

(三) 荷さばき施設の面積

二四 平方メートル
四 廃棄物等の保管施設の容量
八立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名 又は 名称

開店時刻

閉店時刻

株式会社コスモス薬品

午前一〇時

午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日

平成二十二年六月八日

(二三三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年二月九日山口県公告(三四)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年六月二十五日から同年七月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市経済観光部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年六月二十五日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめシテイ

所在地 下関市伊倉新町三丁目三〇一四の一

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項及び街並みづくりについて配慮を求める。

(二二四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年二月十二日山口県公告(三九)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年六月二十五日から同年七月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市経済観光部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年六月二十五日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 二トリ下関長府店

所在地 下関市亀浜町一八一八の二四

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二二五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年二月十二日山口県公告(四〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年六月二十五日から同年七月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市経済観光部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年六月二十五日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 二トリ下関長府店

所在地 下関市亀浜町一八一八の二四

二 意見の概要

騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(二二六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

二十二年二月十六日山口県公告(四三)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十二年六月二十五日から同年七月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市経済観光部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年六月二十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ゆめシティ
所在地 下関市伊倉新町三丁目三〇一四の一
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(二二七) 県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業(芋堀換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業の施行に係る芋堀換地区の換地処分を次のとおり行いました。

平成二十二年六月二十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 換地処分の年月日
平成二十二年六月十六日
- 二 換地処分の内容
県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業(芋堀換地区)換地計画書に記載された換地計画のとおり

(二二八) 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第七項の規定により、山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(以下「計画」という。)を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により、変更後の計画を次のとおり公表します。

平成二十二年六月二十五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
(一) 基本理念

1 我が国周辺水域における海洋生物資源は、低水準、減少傾向にあり、本県海域においても同様な傾向を示しているものが多くなっている。今後とも水産業の発展を図っていくためには、その基幹となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していく必要がある。

2 このようなことから、県としては、国及び関係機関と連携し、特定海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての科学的知見を踏まえ、漁業の経営状況等に十分配慮しつつ、海区漁業調整委員会及び関係者の意見を聴いた上で、その自主的な海洋生物資源の管理を推進するとともに、海洋生物資源を持続的に利用するための適切な資源管理措置を講ずることにより、漁業の発展と水産物の供給の安定を図る。

- (二) 漁獲量及び漁獲努力量の管理

1 資源量に応じた漁獲を実現するため、国の基本計画により決定された第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に対して、適切な管理措置を講ずる。

2 国の基本計画により決定された第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に対して、適切な管理措置を講ずる。

3 漁獲可能量及び漁獲努力可能量を適切に管理するため、漁業者等に対し、必要な指導及び監督を行う。

- (三) 資源回復計画の推進

緊急に資源の回復を図ることが必要な海洋生物資源について、漁獲努力量の削減をはじめ、資源の積極的な培養、漁場の環境の保全等を内容とする資源回復計画を作成するとともに、それに基づく具体的な取組を総合的に進める。

- 二 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量の管理の対象となる数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十一年及び平成二十二年の管理の対象となる期間及び数量は、次のとおりである。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

また、過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が少ないと認めら

れる第一種特定海洋生物資源については、「若干」とし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるようにする必要が有る。

区分	期	間	数量	
			平成二十一年一月から同年十二月まで	平成二十二年一月から同年十二月まで
まあい	まあい	まあい	六、〇〇〇トン	六、〇〇〇トン
			六、〇〇〇トン	六、〇〇〇トン
まさ	まさ	まさ	若干	若干
			若干	若干
すめ	すめ	すめ	若干	若干
			若干	若干

三 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量について、第一種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十一年及び平成二十二年の数量について、採捕の種類別の数量は、次のとおりとする。ただし、まあいについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。
また、過去において漁獲実績があるものの、第一種特定海洋生物資源に対して、影響が少ないと認められる漁業については、「若干」とし、ほとんど影響しないと認められる漁業については、明示しないこととする。

区分	採捕の種類	数量	
		平成二十一年	平成二十二年
まあい	中型まき網漁業	四、八〇〇トン	四、八〇〇トン
		四、八〇〇トン	四、八〇〇トン

小型まき網漁業	若干	若干
敷網漁業	若干	若干
すくい網漁業	若干	若干
定置漁業権に基づく定置漁業(以下「大型定置漁業」という。)	若干	若干

四 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(一) まあい

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、当該漁業者間の話し合いを進める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(二) まい

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(三) まさ

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(四) すめ

大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

五 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量の管理の対象となる量に関する事項

本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十一年及び平成二十二年の管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに量は、次のとおりである。

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)		
さわら	さわら流網漁業	瀬戸内海	平成二十一年六月一日から同年七月三十一日まで	九、〇〇〇		
			平成二十二年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七		
			平成二十一年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五		
		瀬戸内海	さわら流網漁業	瀬戸内海	平成二十一年六月一日から同年七月三十一日まで	九、〇〇〇
					平成二十二年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
					平成二十一年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
まこがれ	小型機船底びき網漁業(手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業に限る。)	周防灘	平成二十一年一月十日から同年二月十日まで	一、六八五		
			平成二十二年一月十日から同年二月十日まで	一、六八五		

六 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量について、第二種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の量に関する事項
 本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十一年及び平成二十二年の量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の量は、次のとおりとする。

七 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項
 瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示する操業制限等に従って操業するように指導するとともに、第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に係る漁獲努力量等が迅速に知事に報告されるような体制の整備を進める。

八 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実強化を更に進める。

まこがれ 小型機船底びき網漁業(えびこぎ網漁業及びけた網漁業に限る。)	周防灘	十日まで	平成二十二年一月十日から同年二月十日まで	一、六八五

山口県選挙管理委員会告示第五十三号

不在者投票のできる身体障害者支援施設の指定に関する告示(平成十九年山口県選挙管理委員会告示第六号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

「社会福祉法人慈恵会身体障害者療護施設下関幸陽園」を
 下関市大字楠乃五九一の二
 「社会福祉法人慈恵会障害者支援施設下関幸陽園」に改める。



山口県公安委員会告示第三十二号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十二年六月二十五日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員

種別 級 受検定員

施設警備業務 二級 三十名

二 検定の日時及び場所

日 時 場 所

平成二二、九、三〇 午前九時から午後五時 山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十二年七月二十六日(月曜日)から同月三十日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書
(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

九 検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇内線三〇一八)にすること。

山口県公安委員会告示第三十二号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十二年六月二十五日

山口県公安委員会

一 審査の種類

技能検定員審査(大自二)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十二年七月二十九日(木曜日)及び同月三十日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十二年七月十二日(月曜日)から同月二十日(火曜日)まで(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 技能検定員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。))

(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

- 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車
を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示す
ること。
- 七 審査手数料
一万四千円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除され
る者であるときは、それぞれ一万四千円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に
相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消
印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千二百五十円
三 教則の内容となっている事項	二千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	一千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千五百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円

- 備考
特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細
目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げ
る審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減するもの
とす。
- 八 その他
 - (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三
一一九〇〇)にすること。

- 一 審査の種類
技能検定員審査(大型二種)
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成二十二年七月三十日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十二年七月十二日(月曜日)から同月二十日(火曜日)まで(国民の祝日に
関する法律に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 - (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
 - (二) 規則第十七条第一項第一号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるとき
は、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮
影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車
を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示す
ること。
- 七 審査手数料
二万二千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免
除される者であるときは、それぞれ二万二千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を
減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入
証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千六百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千九百五十円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千二百円

四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令について
の知識

二千七百五十円

備考

大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千二百五十円を減するものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第二十四号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十二年六月二十五日

山口県公安委員会

一 審査の種類

教習指導員審査(普通)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十二年七月二十七日(火曜日)及び同月二十八日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十二年七月十二日(月曜日)から同月二十日(火曜日)まで(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」といふ。))別記様式第一号によること。(二) 別記様式第一号によること。

(一) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(二) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)(に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千五百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千二百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円

備考

普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減するものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

審査の種類	審査の日時及び場所	提出書類	審査手数料	減 額
一 審査の種類 教習指導員審査(大自二)	(一) 日時 平成二十二年七月二十九日(木曜日)及び同月三十日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター	(一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。) (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)	九千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしなければならない。	千三百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能				千三百円

三 学科教習に必要な教習の技能				千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識				千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識				千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識				千二百五十円
備考	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。			
八 その他	(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。 (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。			
一 審査の種類	教習指導員審査(大型二種)及び教習指導員審査(普通二種)			
二 審査の日時及び場所	(一) 日時 平成二十二年七月三十日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター			
三 審査申請書の受付期間及び時間	平成二十二年七月十二日(月曜日)から同月二十日(火曜日)まで(国民の祝日に關する法律に規定する休日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで)			
四 審査申請書の提出先	山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課			
五 提出書類	(一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。) (二) 規則第十七条第一項第一号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)(

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万三千三百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万三千三百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千八百円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百五十円

備考
大型自動車第二種免許又は普通自動車第一種免許に係る教習指導員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。



山口県日本海海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十二年六月二十五日

山口県日本海海区漁業調整委員会

会長 田中 傳

一 指示の内容

- (一) 次のA、B、C、D及びAの点を順次結んだ線によって囲まれた海域において、錨等で船舶の位置を固定し、あみ等をまきえとして使用し、かつ、まぐるの採捕を目的として行うまきえつり及び当該まきえつりに係る遊漁案内行為(以下「まぐるまきえつり等」という。)は、禁止する。
 - A 北緯三五度〇三分一〇秒東経一三二度一三一分五一秒の点(日本測地系による位置)にあっては、北緯三五度〇三分〇〇秒東経一三二度一四分〇〇秒の点)
 - B 北緯三五度〇三分一〇秒東経一三二度〇〇分五一秒の点(日本測地系による位置)にあっては、北緯三五度〇三分〇〇秒東経一三二度〇一分〇〇秒の点)
 - C 北緯三四度五四分一〇秒東経一三二度〇〇分五一秒の点(日本測地系による位置)にあっては、北緯三四度五四分〇〇秒東経一三二度〇一分〇〇秒の点)
 - D 北緯三四度五四分一〇秒東経一三二度一三一分五一秒の点(日本測地系による位置)にあっては、北緯三四度五四分〇〇秒東経一三二度一四分〇〇秒の点)
- (二) (一)にかかわらず、次の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐるまきえつり等については、山口県日本海海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けた船舶(以下「承認船舶」という。)を使用して行う場合に限り、これを行うことができる。

海域	承認船舶	期間
次のa、b、c、d及びaの点を順次結んだ線によって囲まれた海域		
a 北緯三五度〇二分一〇秒東経一三二度〇七分五一秒の点(日本測地系による位置)にあっては、北緯三五度〇二分〇〇秒東経一三二度〇八分〇〇秒の点)		
b 北緯三五度〇〇分四一秒東経一三二度〇九分四一秒の点(日本測地系による位置)にあっては、北緯三五度〇〇分三〇秒東経一三二度〇九分五〇秒の点)		平成二十二年七月一日から同年九月十五日まで
c 北緯三四度五九分一〇秒東経一三二度〇七分五一秒の点(日本測地系による位置)にあっては、北緯三四度五九分〇〇秒東経一三二度〇八分〇〇秒の点)		
d 北緯三五度〇〇分四一秒東経一三二度〇六分〇一秒の点(日本測地系による位置)にあっては、北緯三五度〇〇分三〇秒東経一三二度〇六分一〇秒の点)		

次のe、f、g、h及びeの点を順次結んだ線によって囲まれた海域	
e 北緯三五度〇〇分〇一秒東経一三一度〇六分五一秒の点(日本測地系による位置)あつては、北緯三四度五九分五〇秒東経一三一度〇七分〇〇秒の点)	
f 北緯三四度五八分三一秒東経一三一度〇八分四一秒の点(日本測地系による位置)あつては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三一度〇八分五〇秒の点)	平成二十二年 九月十六日か ら平成二十三 年一月三十一 日まで
g 北緯三四度五七分〇一秒東経一三一度〇六分五一秒の点(日本測地系による位置)あつては、北緯三四度五六分五〇秒東経一三一度〇七分〇〇秒の点)	
h 北緯三四度五八分三一秒東経一三一度〇五分〇一秒の点(日本測地系による位置)あつては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三一度〇五分一〇一秒の点)	

- (三) (二)の承認(以下「委員会承認」という。)の申請は、次に掲げる者が行わなければならない。
- 1 漁業のために行う場合にあつては、まぐるまきえつり等に使用する船舶(以下「使用船舶」という。)を所有し、又は使用する漁業者
 - 2 遊漁案内行為のために行う場合にあつては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁船業者
 - 3 遊漁のために行う場合にあつては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁者
 - (四) 使用船舶は、(二)の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行つまぐるまきえつり等に関し、沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)第二十四条第一項に規定する漁場利用協定で、八里ヶ瀬漁場利用協定書という名称の書面により平成六年六月一日に締結されたものを締結した団体の構成員が使用する船舶又は当該漁場利用協定と同等の内容のまぐるまきえつり等の規制を遵守する旨を委員会に対し誓約した者の使用する船舶でなければならない。
 - (五) 委員会承認を受けた者は、まぐるまきえつり等を行う間、委員会の交付する承認証を承認船舶に備え付けるとともに、委員会が別に定める様式による標旗を当該承認船舶の船橋の見やすい場所に掲げなければならない。
 - (六) 委員会承認を受けた者は、承認船舶を使用して(二)の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行つまぐるまきえつり等に関し、委員会が漁業調整上必要と認めて指摘した事項を遵守しなければならない。
 - (七) 委員会が漁業調整上必要があると認めるとき又は委員会承認を受けた者がこの告示による指示に違反したときは、委員会承認を取り消すことができる。
- 二 指示の有効期間

平成二十二年六月二十五日印刷
平成二十二年六月二十五日発行

発行人 山口県庁
山口県知事

平成二十二年七月一日から平成二十三年六月三十日まで